

小千谷市と新潟大学との連携に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と国立大学法人新潟大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが組織的な連携のもと、相互に協力し、産官学連携活動を推進し、もって地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）産業振興に関すること。
- （2）地域や地域企業の課題解決に関すること。
- （3）乙の研究成果の発信及び共同研究に向けた協力・支援に関すること。
- （4）乙の学生に対する支援に関すること。
- （5）その他甲及び乙が合意した事項

（連携事業の実施）

第3条 甲と乙は、前条の事業等の実施を推進するため、相互に連携窓口を設置するものとする。

2 前条に掲げる事業等の具体的な実施については、この協定に基づき、双方で協議して行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成27年6月2日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号 乙 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

小千谷市

市長 大塚昇一

国立大学法人新潟大学

学長

高橋次女